

自己評価の実施及び公表に関する報告書(令和4年度実施分)

令和 5年 2月 10日

事業所名	おひさま
事業	児童発達支援・放課後等デイサービス
住所	広島市東区矢賀4丁目9-2
電話番号	082-259-3356
担当者職・氏名	管理者 寺田純子

項目	内容	実施時期	特記事項
保護者等による評価	利用する障害児の保護者を対象としたアンケートを実施する。	令和 5年 1月	
職員による自己評価	事業所の職員による自己評価を行う。	令和 5年 1月	
事業所全体による自己評価	職員間で自己評価及び保護者の評価の結果について話し合う。 職員間で認識が共有された課題については、改善目標を立てる。	令和 5年 2月	
自己評価結果の公表	自己評価結果を公表する。	令和 5年 2月 (公表方法 ホームページ)	
	保護者の評価(アンケート)結果を保護者にフィードバックした。	令和 5年 2月	

※ 公表した自己評価結果を添付してください。

※ 令和5年2月15日(水)までに提出してください。期限内に報告が難しい場合は、報告予定日を速やかに連絡してください。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
(平成二十四年厚生労働省令第十五号) 抜粋

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十六条 (略)

- 2 (略)
- 3 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
 - 一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- 6 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- 7 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第七十一条 第十二条から第二十二条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項及び第五十二条から第五十四条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。(以下略)

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号) 抜粋

第 2 の 1 の (8) 質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

- ① 対象となる支援
児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援
- ② 算定される単位数
所定単位数の 100 分の 85 とする。なお、当該所定単位数は、各種加算 (児童指導員等配置加算 (有資格者を配置した場合) を除く。) がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の 100 分の 85 となるものではないことに留意すること。
③ 質の評価及び改善の内容 (以下「自己評価結果等」という。) 未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、自己評価結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。
④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。
⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

事業所における自己評価結果（公表）

事業所名 おひさす

公表：平成 25年 11月 10日

チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
① 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	6		利用人数が多いため、時日入部屋に分けて清掃を行なっている。	
② 職員の配置数は適切である	5	1	利用人数に合わせた職員配置を行なっている。	
③ 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	5	1	バリアフリーで母体、カーガウンやコールスーツを利用し、子ども達が見え、自ら動けるよう環境を整えている。	
④ 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	6		日々、清掃・消毒を行い、環境の清掃を定期的に決め、必要に応じて行っている。	引き継ぎ除菌を心がけ、清潔を保つこと。
⑤ 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	4	2	試行期間や参画回数と時間を決めて参画し、参画した内容を振り返り、参画した職員が参画している。	個々の職員が話し合い、中心の参画者が多いが、参画した職員が少ない。
⑥ 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	6		保護者等からの意見を参考に、取組を改善につなげている。	今回のアンケートに、さらに改善を行ってほしい。
⑦ 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	6		ホームページで公開しています。	
⑧ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	6		今年度、中の某地相簿があり、高い評価を得た。	
⑨ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	6		研修に参加し、復元、何に勉強している。	
⑩ アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	6		保護者様の願いや思いも取り入れ、作成している。	
⑪ 子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	4	2		
⑫ 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	6		利用者や目標、何、どの方に、何を、具体的に計画を立てる。個別プログラムに沿って、保護者様の願いや思いも元々計画に反映している。	

保護者等に確認
できず、殆所に保護
士による又は連絡

⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	6	1-1に付ねらいも 目的は記載が明か らな	個々の支援目標を周知し同じ 方向で療育している。
⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	5	スタッフ間で話し合 って行っている。	
⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	6	一人ひとりの子どもが 自らの実用と個別で 対応している。	今まで取り入れていたプログラム も考え今後固定化はあきら ましている。
⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を 適宜組み合わせさせて児童発達支援計画を作成 している	6	子どもの発達状況 踏まえ上記保護者様 とご相談が中心で 作成しております。	
⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、そ の日行われる支援の内容や役割分担について 確認している	4	送迎の心配を職員 と話し合っている。難 しい点、問題を発見 し、行う方針を立てる。	昔葡での共有の 打ち合わせで出来た 分には、
⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、そ の日行われた支援の振り返りを行い、気付いた 点等を共有している	3	個別記録が確認 取れている。又は 集約した場合同様に 活用している。	記録から支援の改善に繋 がるよう打ち合わせの時 間も設けていく。
⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支 援の検証・改善につなげている	6	経過記録をとり に合った材料を 取り分けている。	
⑳	定期的モニタリングを行い、児童発達支援計 画の見直しの必要性を判断している	6	半年ごとに見直し を行い、達成している 材料を取り分ける。	
㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会 議にその子どもたちの状況に精通した最もふさわしい 者が参画している	6	児童福祉委員 出席している。	
㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や 関係機関と連携した支援を行っている	6	保護者様とのニ 合せて行っている。	今後連携先に交換 行っていく。
㉓	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害 のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等 の関係機関と連携した支援を行っている	6	現在、医療的ケア の症例なし	要望があれば心電 図をとり分ける。
㉔	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害 のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制 を整えている	6	現在、医療的ケア の症例なし	要望があれば心電 図をとり分ける。
㉕	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚 園、特別支援学校（幼稚園）等との間で、支 援内容等の情報共有と相互理解を図っている	4	保育所等訪問支援 事業所と連携して いる。	要望があれば可能 な限り 対応していく。
㉖	移行支援として、小学校や特別支援学校（小 学部）との間で、支援内容等の情報共有と相 互理解を図っている	4	現在、希望者 から希望が寄せ られている。希望 が寄せられている 共有している。	保護者からの要望が 寄せられている。 対応している。
㉗	他の児童発達支援センターや児童発達支援事 業所、発達障害者支援センター等の専門機関 と連携し、助言や研修を受けている	4	研修等について いっしょに連携 もっている。	
㉘	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、 障害のない子どもと活動する機会がある	5	中野区立幼稚園 で地域の子と 共有している。	

関係機関や保護者との連携
関係機関や保護者との連携

		6		担当職員が作成して添削している。	
②⑧	(自立支援) 協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	6		連絡ノートや電話での相談など、いろいろな状況でお話しができる状況とコミュニケーションがとれている。	
②⑩	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	6	3	現状、ご希望の状況について、個別に相談している。	不明な点があれば、その都度対応している。
②⑨	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	6	6	児童発達の専門家から各保護者にご連絡をさせていただいております。	
②⑪	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6	1	随時、相談に対応できるようにしています。	
②⑫	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	6	6	保護者からの希望がお待ち申し上げております。	
②⑬	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	6	6	随時、相談に対応出来るようにしています。	
②⑭	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	6	4	会報等の発行は予定通りに行っていますが、不定期に発行することがあります。	書類等については鍵が書庫にて保管している。子は縦覧可能。
②⑮	個人情報取扱の取扱いに十分注意している	6	6	職員の取扱いについて学ぶ機会を設けています。	
②⑯	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	6	6	個人情報は厳格に管理し、必要に応じて対応する体制を整えています。	でマニュアル作成を行っている。
②⑰	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	6	6	個人情報は厳格に管理し、必要に応じて対応する体制を整えています。	記録をとり、ホームページとして公開している。
②⑱	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	6	6	毎月実施しています。	
②⑲	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	6	6	毎月実施している。	
②⑳	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している	6	6	契約時に確認を行っている。	

保護者への説明責任等

非常時等の対応

④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	6			アレルギーの児童は他児と同等に虐待防止の取組を行っている。
⑤	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6			アレルギーの児童は他児と同等に虐待防止の取組を行っている。
⑥	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	6			アレルギーの児童は他児と同等に虐待防止の取組を行っている。
⑦	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	6			アレルギーの児童は他児と同等に虐待防止の取組を行っている。

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。

保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）

公表：平成 5 年 2 月 10 日

事業所名 おひさま

保護者等数（児童数） 3 / 回収数 17 割合 54%

チェック項目	はい	どちらとも いいない	いいえ	わから ない	ご意見	ご意見を踏まえた 対応
① 子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか	11	1		5		ご利用人数の多時は 保育室を2つに分けて 保育をええついで分けて 引き続き、継続していく。
② 職員の配置数や専門性は適切であるか	12	1		4	1対1か2対1か ので子ども数に 合わせる	
③ 生活空間は、本人にわかりやすい構造化された環境になっているか。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか	11	1		5	わかりやすく環境だ と ば 思 い ま す が 、 バ リ ア フ リ ー 化 は ？ 可 能 な ま だ 分 け ず い ま す	バリアフリー化は まだ な い が 、 自 ら 動 的 に バ リ ア フ リ ー 化 を 進 め て い く こ と を 考 へ て い ま す
④ 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境となっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	10	1		5	お部屋が活動の時 は か ら り し て い ま す が 、 い ま は お も い な い と 思 い ま す	SECOMとカメラで 防犯対策を行って い ま す
⑤ 子どもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、児童発達支援計画が作成されているか	11	1				定期的に道義を行 う よ う に し て い ま す
⑥ 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	15			2		保護者様とご相談し て 個 人 に あ わ せ た 支 援 を 計 画 し て い ま す
⑦ 児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	16			1		計画もスタッフ全員で共有 し、支援も行っていく
⑧ 活動プログラムが固定化しないよう工夫されているか	13	1		3	お茶や生花の鑑賞、他 で は な い と 思 い ま す が 、 い ま は お も い な い と 思 い ま す	日によって活動内容が 違 う よ う に し て い ま す が 、 い ま は お も い な い と 思 い ま す
⑨ 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか	9	1	1	6	近くの公園で交流する こ と を 考 へ て い ま す が 、 い ま は お も い な い と 思 い ま す	他の子との関わり（発達 支 援 に も 役 立 て て い ま す
⑩ 運営規程、利用者負担等について丁寧な説明がなされたか	12	4		1		契約時に行っている
⑪ 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら、支援内容の説明がなされたか	12	3		1	定期的に説明も う け て い ま す	保護者様の思いや願 い を き き と ら せ て い ま す が 、 い ま は お も い な い と 思 い ま す
⑫ 保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）が行われているか	8	3		5	相談やアドバイスも う け て い ま す	保護者様の思いや願 い を き き と ら せ て い ま す が 、 い ま は お も い な い と 思 い ま す

⑬	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解ができているか	12	2	3	困難な課題について相談の場を設けて、必要に応じて面談も行う。	送迎の確保、連絡手段を整え、必要に応じて面談も行う。
⑭	定期的に、保護者に対して面談や、育児に関する助言等の支援が行われているか	11	4	2	送迎の際、子どもの成長や発達の様子について面談や育児に関する助言を行う。	送迎時以外でも相談が可能なようにしている。
⑮	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の連携が支援されているか	3	1	7	希望が満たせない場合は、社内でも検討している。	希望が満たせない場合は、社内でも検討している。
⑯	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されているとともに、子どもや保護者に周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されているか	12	2	3	電話相談の受付時間や対応の体制を整備している。	電話相談の受付時間や対応の体制を整備している。
⑰	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされているか	13	2	2	連絡手段を整備している。	引き継ぎ対応している。
⑱	定期的に会報やホームページ等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果を子どもや保護者に対して発信されているか	9	2	6	会報やホームページ等で、活動概要や業務に関する自己評価の結果を子どもや保護者に対して発信している。	より簡便な方法で情報発信している。
⑲	個人情報情報の取扱いに十分注意されているか	14	1	2	個人情報の取扱いに十分注意している。	個人情報の取扱いに十分注意している。
⑳	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、保護者に周知・説明されているか。また、発生を想定した訓練が実施されているか	9	2	6	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、保護者に周知・説明している。	訓練の実施状況を定期的に確認している。
㉑	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか	7	2	8	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行っている。	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行っている。
㉒	子どもは通所を楽しみにしているか	16	1	(子どもは通所を楽しみにしている。	子どもは通所を楽しみにしている。
㉓	事業所の支援に満足しているか	15	2	(事業所の支援に満足している。	事業所の支援に満足している。

非常時等の対応
満足度

○この「保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）」は、保護者等の皆様に「保護者等向け児童発達支援評価面表」により事業所の評価を行っていただき、その結果を集計したものです。